

市区町村別集計項目(推進体制等)

和歌山県	
市区町村数	30

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						10	13	3				26					
30	201	和歌山市	男女共生推進課	1	1	1	1	和歌山市男女共同参画推進条例	2018年6月28日	2018年6月28日	0	第5次和歌山市男女共同参画推進行動計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
30	202	海南市	市民交流課	1	2	1	1				2	第4次海南市男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
30	203	橋本市	人権・男女共同推進室	1	2	1	1	橋本市男女共同参画推進条例	2015年9月25日	2015年10月1日	0	第3次橋本市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1		
30	204	有田市	市民課	1	2	1	1				0	第3次有田市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
30	205	御坊市	人権・男女共同参画推進室	1	2	0	1				0	第2次御坊市男女共同参画プラン	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1		
30	206	田辺市	男女共同参画推進室	1	1	1	1				0	第2次田辺市男女共同参画プラン	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1		
30	207	新宮市	人権政策課	1	2	1	0				0	第2次新宮市男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1		
30	208	紀の川市	人権施策推進課	1	2	1	1				0	第2次紀の川市男女共同参画推進プラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1		
30	209	岩出市	市長公室	1	2	0	1				0	第5次岩出市男女共同参画プラン ハーモニープラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
30	304	紀美野町	総務課	1	2	0	1				0	第2次紀美野町男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
30	341	かつらぎ町	教育委員会 生涯学習課	2	2	0	0				0	男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1		
30	343	九度山町	教育委員会 社会教育課	2	2	1	0				0						1
30	344	高野町	教育委員会	2	2	0	0				0	高野町男女共同参画基本計画	2019年3月 ~ 2028年3月	0	1		
30	361	湯浅町	人権推進課	1	2	0	0				0	第3次湯浅町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
30	362	広川町	総務課	1	2	0	1				0	第2次広川町男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
30	366	有田川町	社会教育課	2	2	0	0				0	有田川町男女共同参画計画~コンチェルトⅢ~	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
30	381	美浜町	総務課	1	2	0	0				0	美浜町男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
30	382	日高町	企画まちづくり課	1	2	0	0				0	日高町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1		
30	383	由良町	住民福祉課	1	2	0	0				0	由良町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1		
30	390	印南町	教育課	2	2	0	0				0	印南町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
30	391	みなべ町	総務課	1	2	0	0				0	みなべ町男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2026年3月	0	1		
30	392	日高川町	総務課	1	2	0	0				0	第3次日高川町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
30	401	白浜町	総務課	1	2	0	1				0	白浜町男女共同参画基本計画	2013年3月 ~	0	1		
30	404	上富田町	福祉課	1	2	1	1	上富田町男女共同参画推進条例	2012年9月18日	2012年10月1日	0	上富田町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	0	1		
30	406	すさみ町	総務課	1	2	0	0				0	すさみ町男女共同参画基本計画(第2次)	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1		
30	421	那智勝浦町	観光企画課	1	2	0	0				0						1
30	422	太地町	総務課	1	2	0	0				0						1
30	424	古座川町	住民生活課	1	2	0	0				0	(古座川町第5次長期総合計画後期基本計画)	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	0		
30	427	北山村	総務課	1	2	0	0				0						1
30	428	串本町	企画課	1	2	1	1				0	串本町男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1		

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設 形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	施設管理			事業運営		
												直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
			2						0	2	2	0	0	2	0	0	
30	201	和歌山市	和歌山市男女共生推進センター	みらい	640-8226	和歌山県和歌山市小人町29番地	073-436-8704	073-432-4704	http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kyoudou_jinken_byoudou/1001128/index.html		○	○			○		
30	202	海南市															
30	203	橋本市															
30	204	有田市															
30	205	御坊市															
30	206	田辺市	田辺市男女共同参画センター		646-0028	田辺市高雄1丁目23-1	0739-26-4936	0739-24-8323	http://www.city.tanabe.lg.jp/danjo/index.html		○	○			○		
30	207	新宮市															
30	208	紀の川市															
30	209	岩出市															
30	304	紀美野町															
30	341	かつらぎ町															
30	343	九度山町															
30	344	高野町															
30	361	湯浅町															
30	362	広川町															
30	366	有田川町															
30	381	美浜町															
30	382	日高町															
30	383	由良町															
30	390	印南町															
30	391	みなべ町															
30	392	日高川町															
30	401	白浜町															
30	404	上富田町															
30	406	すさみ町															
30	421	那智勝浦町															
30	422	太地町															
30	424	古座川町															
30	427	北山村															
30	428	串本町															

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	
				1			9	0	0.0	10	0	0.0	21	1	4.8	18	0	0.0	3,606	308	8.5
30	201	和歌山市					1	0	0.0	2	0	0.0							1145	136	11.9
30	202	海南市					1	0	0.0	1	0	0.0							245	15	6.1
30	203	橋本市					1	0	0.0	1	0	0.0							109	11	10.1
30	204	有田市					1	0	0.0	1	0	0.0							71	0	0.0
30	205	御坊市					1	0	0.0	0	0								120	9	7.5
30	206	田辺市					1	0	0.0	2	0	0.0							211	9	4.3
30	207	新宮市					1	0	0.0	1	0	0.0							159	15	9.4
30	208	紀の川市					1	0	0.0	1	0	0.0							199	4	2.0
30	209	岩出市					1	0	0.0	1	0	0.0							392	66	16.8
30	304	紀美野町											1	0	0.0	1	0	0.0	65	6	9.2
30	341	かつらぎ町											1	0	0.0	0	0		25	0	0.0
30	343	九度山町											1	0	0.0	0	0		12	0	0.0
30	344	高野町											1	0	0.0	1	0	0.0	66	4	6.1
30	361	湯浅町											1	0	0.0	1	0	0.0	47	2	4.3
30	362	広川町											1	0	0.0	1	0	0.0	39	2	5.1
30	366	有田川町											1	0	0.0	1	0	0.0	106	0	0.0
30	381	美浜町											1	1	100.0	1	0	0.0	12	1	8.3
30	382	日高町											1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
30	383	由良町											1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
30	390	印南町											1	0	0.0	1	0	0.0	31	1	3.2
30	391	みなべ町											1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
30	392	日高川町											1	0	0.0	1	0	0.0	79	7	8.9
30	401	白浜町											1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
30	404	上富田町	2013年10月5日	上富田町男女共同参画都市宣言	1								1	0	0.0	1	0	0.0	99	7	7.1
30	406	すさみ町											1	0	0.0	1	0	0.0	38	0	0.0
30	421	那智勝浦町											1	0	0.0	1	0	0.0	55	1	1.8
30	422	太地町											1	0	0.0	1	0	0.0	21	5	23.8
30	424	古座川町											1	0	0.0	1	0	0.0	44	5	11.4
30	427	北山村											1	0	0.0	0	0		4	0	0.0
30	428	串本町											1	0	0.0	1	0	0.0	72	2	2.8

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

和歌山県

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	
	和歌山市							3	3	73	23	31.5	0	0	0	0									
	海南市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	橋本市							2	2	63	16	25.4	0	0	0	0									
	有田市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	御坊市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	田辺市							1	1	10	7	70.0	0	0	0	0									
	新宮市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	紀の川市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	岩出市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	紀美野町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	かつらぎ町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	九度山町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	高野町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	湯浅町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	広川町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	有田川町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	美浜町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	日高町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	由良町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	印南町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	みなべ町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	日高川町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	白浜町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	上富田町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	すさみ町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	那智勝浦町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	太地町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	古座川町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	北山村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	串本町							0	0	0	0		0	0	0	0									

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村コード	市区町村名	管理職の在職状況															職務上の地位別職員在職状況															調査時点コード	その他	本庁の防災・危機管理部局への配置状況					調査時点コード	その他										
			うち			うち一般行政職			部局長相当職	うち			うち一般行政職			課長相当職	うち			うち一般行政職			係長相当職	うち			うち一般行政職			防災・危機管理	うち	女性比率(%)			うち管理職数																
			管理職総数	女性比率(%)	うち女性数	管理職総数	うち女性数	女性比率(%)		うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)		うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)		うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)						うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数			女性比率(%)									
			1,402	307	21.9	969	156	16.1		134	14	10.4	86	5	5.8		93	12	12.9	74	9	12.2		1,175	281	23.9	809	142	17.6						1,004	330	32.9	648	174			26.9	1,800	594	33.0	1,067	274	25.7	177	10	5.6
30	201	和歌山市	175	15	8.6	133	12	9.0	13	0	0.0	11	0	0.0	43	5	11.6	33	5	15.2	119	10	8.4	89	7	7.9	147	34	23.1	93	24	25.8	371	68	18.3	242	32	13.2	1					31	3	9.7	5	0	0.0	1	
30	202	海南市	90	21	23.3	35	2	5.7	23	5	21.7	5	0	0.0	1	0	0.0	0	0		66	16	24.2	30	2	6.7	69	14	20.3	27	1	3.7	125	36	28.8	53	9	17.0	1					5	0	0.0	1	0	0.0	1	
30	203	橋本市	78	16	20.5	51	9	17.6	11	1	9.1	9	1	11.1	8	2	25.0	6	2	33.3	59	13	22.0	36	6	16.7	42	8	19.0	33	7	21.2	67	11	16.4	46	10	21.7	1					6	1	16.7	2	1	50.0	1	
30	204	有田市	85	32	37.6	33	5	15.2	19	4	21.1	7	1	14.3	0	0		0	0		66	28	42.4	26	4	15.4	0	0		0	0		122	67	54.9	50	22	44.0	1					4	1	25.0	0	0		1	
30	205	御坊市	35	8	22.9	27	5	18.5	6	0	0.0	5	0	0.0	0	0		0	0		29	8	27.6	22	5	22.7	49	9	18.4	23	3	13.0	113	42	37.2	56	12	21.4	1					5	0	0.0	1	0	0.0	1	
30	206	田辺市	145	19	13.1	106	6	5.7	21	1	4.8	17	1	5.9	0	0		0	0		124	18	14.5	89	5	5.6	0	0		0	0		209	42	20.1	117	19	16.2	1					8	1	12.5	2	0	0.0	1	
30	207	新宮市	114	22	19.3	49	3	6.1	14	1	7.1	9	0	0.0	12	3	25.0	6	0	0.0	88	18	20.5	34	3	8.8	79	34	43.0	32	10	31.3	76	19	25.0	45	6	13.3	1					5	1	20.0	1	0	0.0	1	
30	208	紀の川市	184	54	29.3	184	54	29.3	13	1	7.7	13	1	7.7	23	2	8.7	23	2	8.7	148	51	34.5	148	51	34.5	139	61	43.9	139	61	43.9	45	26	57.8	45	26	57.8	1					14	0	0.0	4	0	0.0	1	
30	209	岩出市	58	21	36.2	41	11	26.8	8	1	12.5	6	1	16.7	3	0	0.0	3	0	0.0	47	20	42.6	32	10	31.3	29	10	34.5	17	4	23.5	73	39	53.4	40	16	40.0	1					5	0	0.0	1	0	0.0	1	
30	304	紀美野町	14	1	7.1	10	0	0.0	0	0		0	0		0	0		0	0		14	1	7.1	10	0	0.0	13	4	30.8	3	0	0.0	38	11	28.9	25	6	24.0	1					3	0	0.0	0	0		1	
30	341	かつらぎ町	26	3	11.5	22	2	9.1	0	0		0	0		0	0		0	0		26	3	11.5	22	2	9.1	23	7	30.4	19	6	31.6	66	22	33.3	53	17	32.1	1					6	0	0.0	4	0	0.0	1	
30	343	九度山町	14	1	7.1	14	1	7.1	0	0		0	0		3	0	0.0	3	0	0.0	11	1	9.1	11	1	9.1	11	6	54.5	11	6	54.5	13	6	46.2	13	6	46.2	1					3	0	0.0	1	0	0.0	1	
30	344	高野町	18	4	22.2	12	3	25.0	0	0		0	0		0	0		0	0		18	4	22.2	12	3	25.0	19	11	57.9	14	8	57.1	24	7	29.2	19	7	36.8	1					3	0	0.0	1	0	0.0	1	
30	361	湯浅町	12	1	8.3	10	1	10.0	0	0		0	0		0	0		0	0		12	1	8.3	10	1	10.0	19	5	26.3	10	1	10.0	29	15	51.7	21	9	42.9	1					11	0	0.0	3	0	0.0	1	
30	362	広川町	14	3	21.4	11	1	9.1	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0		0	0		11	3	27.3	8	1	12.5	29	12	41.4	15	2	13.3	46	22	47.8	31	11	35.5	1					1	0	0.0	0	0		1	
30	366	有田川町	42	13	31.0	27	6	22.2	0	0		0	0		0	0		0	0		42	13	31.0	27	6	22.2	55	25	45.5	35	8	22.9	42	14	33.3	29	8	27.6	1					9	1	11.1	1	0	0.0	1	
30	381	美浜町	18	6	33.3	15	4	26.7	0	0		0	0		0	0		0	0		18	6	33.3	15	4	26.7	20	12	60.0	12	4	33.3	20	5	25.0	16	3	18.8	1					8	1	12.5	1	0	0.0	1	
30	382	日高町	11	2	18.2	9	1	11.1	0	0		0	0		0	0		0	0		11	2	18.2	9	1	11.1	23	9	39.1	21	8	38.1	18	7	38.9	12	2	16.7	1					1	0	0.0	0	0		1	
30	383	由良町	16	4	25.0	13	3	23.1	2	0	0.0	0	0		0	0		0	0		14	4	28.6	13	3	23.1	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0		0	0						3	0	0.0	1	0	0.0	1		
30	390	印南町	8	1	12.5	7	1	14.3	0	0		0	0		0	0		0	0		8	1	12.5	7	1	14.3	9	0	0.0	7	0	0.0	13	4	30.8	12	4	33.3	1					3	0	0.0	0	0		1	
30	391	みなべ町	50	14	28.0	35	6	17.1	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0		0	0		49	14	28.6	34	6	17.6	11	2	18.2	8	1	12.5	29	17	58.6	14	7	50.0	1					8	1	12.5	2	0	0.0	1	
30	392	日高川町	18	4	22.2	15	2	13.3	0	0		0	0		0	0		0	0		18	4	22.2	15	2	13.3	50	16	32.0	37	3	8.1	48	22	45.8	39	13	33.3	1					4	0	0.0	2	0	0.0	1	
30	401	白浜町	14	0	0.0	13	0	0.0	0	0		0	0		0	0		0	0		14	0	0.0	13	0	0.0	36	8	22.2	25	6	24.0	50	16	32.0	31	14	45.2	1					9	0	0.0	1	0	0.0	1	
30	404	上富田町	25	9	36.0	19	6	31.6	0	0		0	0		0	0		0	0		25	9	36.0	19	6	31.6	18	7	38.9	13	3	23.1	26	9	34.6	14	4	28.6	1					2	0	0.0	0	0		1	
30	406	すさみ町	15	2	13.3	12	2	16.7	0	0		0	0		0	0		0	0		15	2	13.3	12	2	16.7	0	0		0	0		4	2	50.0	1	0	0.0	1				2	0	0.0	1	0	0.0	1		
30	421	那智勝浦町	83	22	26.5	37	4	10.8	0	0		0	0		0	0		0	0		83	22	26.5	37	4	10.8	40	16	40.0	10	1	10.0	72	42	58.3	18	3	16.7	1					5	0	0.0	2	0	0.0	1	
30	422	太地町	5	1	20.0	4	1	25.0	0	0		0	0		0	0		0	0		5	1	20.0	4	1	25.0	18	6	33.3	15	5	33.3	3	1	33.3	0	0						1	0	0.0	0	0		1		
30	424	古座川町	11	2	18.2	9	2	22.2	0	0		0	0		0	0		0	0		11	2	18.2	9	2	22.2	12	3	25.0	10	1	10.0	18	10	55.6	12	5	41.7	1												

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
市区町村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査				議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。													
		問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の繰替について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例										
		10	1の合計	26	0	24		1						25	25	25	25	25	19
		5	2の合計	0	22	2		25						1	1	2	1	2	1
		2	3の合計	2	2			0						0	0	0	0	0	0
		13	4の合計	2	2									4	4	3	4	3	9
30201	和歌山市	1	和歌山市議員旧姓使用取扱要綱	第3条 次に掲げる要件を満たす文書等であって、別表に掲げるもの以外のものは、旧姓を使用することができる。ただし、職員証にあっては、戸籍上の氏を併記する場合は、旧姓を使用することができる。 (1)法令、条例等の規定に反しないこと。 (2)職務遂行上又は事務処理上支障があると市長が認めるものでないこと。	2	1	和歌山市議会議員規則第2条第2項	議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
30202	海南市	4			2	1	海南市議会 会議 規則 第2条 2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
30203	橋本市	4		1	2	1	橋本市議会議員規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第9条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
30204	有田市	2		1	2	1	有田市議会議員規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
30205	御坊市	3		1	2	2	御坊市議会議員規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1						1	1	1	1	1	1
30206	田辺市	2		1	2	1	田辺市議会議員規則 欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
30207	新宮市	1	新宮市議員旧姓使用取扱要綱 第5条第1項 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	1	2	1	新宮市議会議員規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
30208	紀の川市	1	紀の川市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この条例は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用するに際し、必要な事項を定めるものとする。	1	2	1	紀の川市議会議員規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4
30209	岩出市	1	岩出市議員の旧姓使用に関する訓令 第3条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、旧姓が専ら組織内で使用され、職務遂行上支障がないと認めるときは、旧姓使用について承認するものとする。	1	2	1	岩出市議会議員規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
30304	紀美野町	2		1	2	1	紀美野町議会議員規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1

都 道 府 市 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
コ ー ド	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断した事例もない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
30341	かつらぎ町	1	かつらぎ町職員の旧姓使用に関する規則 (趣旨) 第15条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)(以下戸籍上の氏を改めた職員が、引き続き改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (運用職員) 第2条 この訓令は、地方公務員法昭和25年法律第261号第3条第2項に定める一般職に属する職員に適用する。 (旧姓の使用) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (旧姓使用の申請) 第4条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から3か月以内に、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経て町長に提出し、その承認を受けなければならない。 (承認の通知) 第5条 町長は、前条の規定による申請を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、その旨を当該職員に通知しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第6条 前条の規定により承認を受けて、旧姓を使用している職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て町長に提出しなければならない。 (義務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民、他の職員等に誤解及び混乱が生じないよう努めなければならない。 (その他) 第8条 この訓令に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。	かつらぎ町議会	1	2	1	かつらぎ町議会会議規則	1	1	1	1	1	1	1
30343	九重山町	4		九重山町議会	4			高野町議会会議規則	4	4	2	4	2	4	
30344	高野町	4		高野町議会	1	3	1	第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
30361	湯浅町	2		湯浅町議会	1	2	1	湯浅町議会会議規則 第2条の2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	2
30362	広川町	2		広川町議会	1	2	1	広川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
30366	有田川町	1	有田川町職員旧姓使用取扱要綱 (承認) 第3条 職員は、町長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反せず、職務遂行又は事務処理上、支障がない文書等において、旧姓を使用することができる。	有田川町議会	1	2	1	有田川町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
30381	美浜町	4		美浜町議会	1	2	1	美浜町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
30382	日高町	4		日高町議会	1	2	1	日高町長欠席議員の議員報酬等の特例に関する規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	4
30383	由良町	4		由良町議会	3					4	4	4	4	4	4
30390	印南町	4		印南町議会	3					4	4	4	4	4	4

調査時点	調査関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議案におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問13 問11で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問17 問15で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問18 問15で、1.を選じた場合、2.を選ばなかった理由を記入してください。	問19 問15で、1.を選じた場合、3.を選ばなかった理由を記入してください。	問20 問15で、1.を選じた場合、4.を選ばなかった理由を記入してください。	問21 問15で、1.を選じた場合、5.を選ばなかった理由を記入してください。	
	0	0	5	2	0	0	0	0	2	0	1	2	4	
	1	2	8	0	0	0	0	0	0	6	3	24		
	0	0	17	0	0	2	0	0	2	23	0	2		
	29	28	0	0	0	2	0	2	0	25	0	0		
30201 和歌山市	4	4	2							3	4	1	地域防災計画(総則・予防計画) 第1編 第1章 第3節 第4項 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組 和歌山市地域防災計画	
30202 海南市	4	2	3							3	4	1	【女性や子どもに配慮した防災対策の強化】性別、年齢、障害の有無、家族構成や就業状況によって必要とされる支援が異なるため、ニーズの違いやそれぞれの得意点に考慮しながら、参事担当者支援がより効果的に行われるよう、平時の活動を通じ、防災対策の強化に努めます。また、防災訓練における女性や子ども、乳幼児に十分配慮するよう要請に努めます。	
30203 橋本市	4	4	3							3	4	2	女性議員として、トークイベント等があれば参加	
30204 有田市	4	4	1	1						3	4	2	有田市議会議員政治倫理条例第3条第1項第2号 その地位を利用して議がらせをし、強制し、又は圧力を行う行為をしてはならないこと。	
30205 御坊市	4	4	3							3	2	2	田辺市議会議員の通称名等の使用に関する規程 (總旨) 第1条 この規定は、田辺市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令第88条第9項及び9項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称」という。)の使用、又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。(通称名等使用の届出等) 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等の前の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名使用届(様式第1号)を議長に提出し承認を得なければならない。2 議長は、前項の届出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。3 第1項に規定する届出については、市議会議員一般選挙後初議会の招集日まで(補欠選挙の場合は、当該選挙後任期開始日まで)の間、議長事務局長が定めた期限までに提出するものとする。ただし、婚姻等により戸籍の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍の氏を使用しようとする場合は、この限りではない。(通称名等の使用禁止) 第3条 議員は、通称名等の使用を禁止しようとするときは、通称名等使用禁止届(様式第2号)を議長に提出しなければならない。2 前項の届出があったときは、前条の承認はその効力を失う。(使用の目的) 第4条 通称名等を使用する議員は、その使用に当たり、常に市民や職権等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。附則 この規程は、平成26年6月26日から施行する。	
30206 田辺市	4	4	3							3	1	2		
30207 新宮市	4	4	2							3	4	2		
30208 紀の川市	4	4	1			4				3	2	3		
30209 岩出市	4	4	1			4				1	4	1	岩出市地域防災計画 2 事務分室 部、店報部 班、店報班 担当(平時の課等)、市農公室 事務分室 避難所等における男女共同参画に関すること。	
30304 紀条野町	4	4	2							2	4	2		
30341 かつらぎ町	4	4	2							2	2	2		
30343 九尾山町	4	4	2							3	4	2		
30344 高野町	4	4	2							2	4	2		

